

現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた  
消費者契約法検討会ワーキンググループ

第8回 議事録

消費者庁消費者制度課

第8回 現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会  
ワーキンググループ

1. 日 時：令和8年4月27日（月）9時00分～10時26分

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館 共用第2特別会議室 併用 オンライン会議

3. 議 題

・論点整理(案)について

4. 出席者

(委員)

山下純司座長、加毛明委員、カライスコス アントニオス委員、後藤元委員、北島周作委員

(事務局)

黒木審議官、古川消費者制度課長、遠藤取引対策課長、島袋企画官、伊吹政策企画専門官

○古川消費者制度課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

皆様、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。ただいまから、第8回「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会ワーキンググループ」を開催いたします。

本日は、山下座長、加毛委員、後藤委員には会議室にて、カライスコス委員、北島委員にはオンラインにて御出席いただいております。

大屋委員、垣内委員、西内委員におかれましては、本日は所用のため御欠席ということで連絡をいただいているところでございます。

それでは、以降の議事進行を山下座長にお願いしたいと思います。

座長、お願いいたします。

○山下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本ワーキンググループは、多岐にわたる検討事項について、その論点整理及びその具体的な検討を深めるために開催されました。各論点について2巡の議論をいただきましたので、ワーキンググループでの各論の議論を終え、これまでの議論状況を踏まえたものとして事務局が作成した論点整理（案）を議題にしたいと思います。

本論点整理（案）は、検討会委員をはじめとした様々な方々が御覧になることを踏まえて、これまでワーキンググループで出た全ての議論を網羅的に盛り込むのではなく、できる限り簡潔な記載としています。今後、この論点整理（案）を検討会に報告し、検討会の場で、消費者契約法における具体的な規律や対応についてさらなる議論を進めていくべく活用していただきたいと思います。

論点整理（案）は、第1～第4で構成されています。本日は、それぞれについて事務局からの説明の後、質疑応答・意見交換を実施したいと思います。

初めに、資料の1～3ページに記載があります「第1. 消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律」について事務局から説明をお願いします。

○伊吹専門官 事務局から、資料の論点整理（案）に基づいて御説明させていただきます。

1ページの第1が今御紹介いただきました「消費者の多様な脆弱性への対応として必要な規律」でございます。

こちらにつきましては1ポツから3ポツ目でございます。まず1ポツが「事業者等による消費者の多様な脆弱性への配慮を促進する仕組み」でございます。

7行目からですけれども、消費者が多様な脆弱性を有しながらも安心・安全に取引できる環境（優良な事業活動が選ばれる健全な市場）の実現に向け、取引当事者である事業者及びそれ以外の消費者契約に関係する主体が果たすべき役割や期待される役割を明らかにするプリンシプル（具体の行為を特定するのではない行動規範や行動原則）を消費者契約法で規定することとしてはどうか。

その際、不適切なものや望ましいものとの違いを意識しつつ整理することが有効と考えられるとしております。

「具体的には以下の案が考えられる」ということで、まず1つ目の○でございます。事業者が、消費者契約の締結についての勧誘をするに際して、「消費者の脆弱性」を踏まえ、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものの性質及び消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件に応じて、以下の事項に配慮することを求める規定を設けるとしております。

19行目が【不適切なもの（ミニマム・スタンダード）】ということで、i)が、消費者の消費者契約を締結するか否かについての適切な判断を困難にすることがないようにすること。ii)が、消費者の契約目的、生活状況・財産状況を踏まえ、消費者契約の締結による消費者の財産状況の悪化により消費者又はその配偶者もしくは親族の生活の現状を著しく悪化させることがないようにすることとしております。

26行目の【望ましいもの（ベスト・プラクティス）】につきましては、i)で、消費者の消費者契約を締結するか否かについての適切な判断に資すること。ii)で、契約内容が消費者にとっての契約目的、生活状況・財産状況に適合するものとなることに資することとしております。

次に、31行目からの○でございます。取引当事者である事業者以外の消費者契約に関係する主体や関係し得る主体が、消費者が安心・安全に取引できる環境の実現のための共創協働の観点から配慮することを促す規定を設けるとしております。

このページの最後の○です。上記の各規定は法律上の規範として規定するとしまして、なお、消費者契約一般を対象として、具体の行為を特定するのではない行動規範や行動原則を示すものであることから、民事法上の効果に関する規定及び行政処分に関する規定を設けないとしております。

2ページの3行目の○でございます。上記各規定について、行政が指針を策定することができることとし、指針の策定・見直し・運用に関し必要な事項を協議する場として官民協議会を設置することとするとしております。

以上が1ポツです。

次に、2ページの6行目から「2. 多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等」でございます。

8行目から、多様な脆弱性による影響の中でも消費者に深刻な結果が生じる場面については、消費者取引の予見可能性を確保し、市場からの排除といった弊害を避けつつ、その重大性に鑑みた、より具体的な手法を検討することが重要となる。

そこで、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく当該深刻な結果から消費者を解放し、あるいは、そもそも深刻な結果に陥らないように効果的に予防する観点から、以下の民事ルールと行政的手法の双方又はいずれかにより対応することとしてはどうかとしております。

16行目が、(1)「民事ルール（消費者契約法における新たな手法）」でございます。

17行目からが内容で、消費者にとって安心・安全に、事業者にとって円滑に取引できる

ように事業者・消費者・第三者で支え合う仕組みを組み込みつつ、救済が必要となる場合に消費者の意思により契約の拘束力からの解放を可能とする手段として、消費者の解除権を規定するというように整理してございます。

23行目から「具体的には以下の案が考えられる」ということで、まず1つ目の○でございます。消費者が、①適切な判断をすることが困難な状態で、②深刻な結果となる内容の契約を締結した場合に解除できることとし、③事業者の予見可能性を確保しつつ共創協働の観点から第三者による見守りを促す仕組みを設けるというふうに整理してございます。

続きまして、3ページの5行目の○、解除権の効力に関してです。解除権の効力は遡及効が想定される。それに伴い、消費者側の原状回復範囲の限定、一定の第三者への対抗可能、行使期間について規定を整備するとしております。

その次の○で、ただし、事業者の不当行為や主観を要件とすることなく解除権を基礎づける場合に、取引相手方である事業者に契約の効力の事後的な否定という不利益を課すという側面があることを踏まえて、どのように制度設計をし得るか検討が必要と考えられるとしております。

次の12行目から、(2)「行政的手法(消費者契約法以外の手法)」でございます。こちらは、一定の深刻な結果が生じる場面の拡大を防止するための行政措置や、共創協働により予防を図る行政的手法を活用するとしております。

続きまして、最後に21行目、「3. 取引当事者である消費者に依拠する者の生活の維持を困難にすることを回避する仕組み」でございます。法的に保護されるべき利益の範囲や取引当事者である消費者の意思の尊重との関係を踏まえ、先ほどの1ポツの配慮を促進する仕組みにより対応することとしてはどうか。具体的な内容は行政が指針を策定することができることとし、指針の策定・見直し・運用に関し必要な事項を協議する場として官民協議会を設置することとしてはどうかと整理しております。

御説明は以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答・意見交換に移ります。御発言いただく場合には、挙手にてお知らせください。なお、資料の特定のページについてお話しになる場合には、意見の冒頭にそのページをおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、北島委員、お願いいたします。

○北島委員 北島です。

文言に関する意見ですが、まず、1ページ目の第1の1の15行目以下のところで、【不適切なもの】と【望ましいもの】というふうに並んでいますが、不適切なものは、しないことが不適切なもので、望ましいものは、することが望ましいものということなので、うまく対応していないような印象を受けています。しないことが不適切だ、することが望ましいというふうに補っていただいたほうがより分かりやすいのではないかと思います。それが1点目です。

もう一点は、2ページ目の2の(1)のところですが、そこで「事業者・消費者・第三者で支え合う」となっているのですが、この「第三者」というのは、その後を見てみると、消費者団体とか、地域とか、そうした純粋な第三者も含まれる一方で、その消費者に対して経済的に依拠するような親族のような者も含まれているようです。一般的に「第三者」というと、そうした利害関係人は含まない気がするので、ここで言う「第三者」はもう少し広い概念であるというふうに書いたほうがよいように思いました。

私からは以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

後藤委員、お願いします。

○後藤委員 どうもありがとうございます。

書きぶりの話なのですが、これは分かりやすくするためということにすぎないのですが、2ページの9行目に「市場から排除する」という記載について、これは恐らく脆弱性のある人を保護するということになる、その対応をするのが面倒ということで、そういう人に売らなくなることを懸念されているのだと思いますが、そうすると、排除されるのが誰かという話がここの文章には抜けているように思いました。脆弱性のある消費者の市場からの排除は避ける必要があるということは、自明かとも思われますけれども、業者を排除するのか、どっちなのかということをお明らかにしておいたほうがいいかなと思いましたので、その点を御検討いただければと思います。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 2ページ6行目の「2. 多様な脆弱性による影響を踏まえた契約の拘束力から消費者を解放する仕組み等」についてです。今回の資料では、前回の検討を踏まえて説明を付け加えてくださったと理解していますが、なお、消費者の解除権がなぜ発生するのかについての説明が不十分なのではないかと思いました。

24行目において「適切な判断をすることが困難な状態に消費者がある」という点と、「深刻な結果となる内容の契約である」という点が挙げられており、この2つが消費者の解除権を基礎づける根拠なのだろうと思います。しかし、まず、「適切な判断をすることが困難な状態」として、※1では、「消費者が年齢、心身の状態、経験、心理状態等の事情により適切な判断をすることが困難な状態にある場合を想定」するものとされており、消費者を保護すべき事情が説明されています。もっとも、このような理解によれば、ここでいう消費者の権利は取消権に近いものであるとも思われるわけで、それを解除権と性質決定するのはなぜなのかという疑問が生じるように思われます。

他方、解除権という性質決定について、そこでいう解除権が法定解除権ないし債務不履

行に基づく解除権であると考えられる場合には、前回話題になったところですが、一定の契約類型については、事業者に配慮義務が課されており、配慮義務は付随義務であるものの、当該類型の特性に鑑みて、付随義務の違反によって解除権の発生が基礎づけられるとする説明はあるように思います。ただ、そのような説明をする場合には、事業者がいかなる配慮をすれば、付随義務を履行したことになり、解除権が発生しないことになるのかを明確にする必要があるのではないかと思います。

この点に関して、2ページ26行目において、③として、事業者の予見可能性を確保する仕組みを設けることが提案されていますが、仮にこのような仕組みを設けた場合に、その仕組みによらなければ解除権の発生を否定することはできないことになるのかが問題となります。この辺りについては、論点整理を検討会上げたときに議論になることが予想されますので、予め検討しておく必要があるのではないかと思います。

以上に関連して、3ページ5行目の○について、質問があります。まず、「消費者側の原状回復範囲の限定」に関して、消費者契約法6条の2は、消費者が取消権を行使した場合の消費者の原状回復の範囲を現存利益に限定しているのですが、そのような規定を解除権についても設けることを考えているのでしょうか。仮にそのような規定を設けるのであれば、取消権に近い発想が現れているように思われます。

次に、「一定の第三者への対抗可能」に関して、それが意味するところが良く分かりません。解除権という性質決定を前提として、消費者契約法に定めがないものについては、民法の契約総則の解除に関する規定が適用されるのだとすると、原状回復義務について民法545条が適用されることとなります。同条1項ただし書では、一定の第三者に対して解除の効力を対抗できないものとされているのですが、そのような規定を消費者契約法に設けるということなのでしょうか。それとも、「対抗可能」とあることから、消費者契約の解除を原則として第三者に対抗できず、一定の第三者に限って解除を対抗できるという、民法にはない規律を設けるということなのでしょうか。この辺りについても、論点整理を検討会上げると議論が出るのではないかなと思いましたので、その趣旨を明確にさせていただければと思う次第です。

○山下座長 ありがとうございます。

前半は御意見だと思いますが、後半に御質問があったので事務局のほうから。

○伊吹専門官 御質問いただきありがとうございます。

今御指摘いただきました「消費者側の原状回復範囲の限定」や「一定の第三者への対抗可能」につきましても、先生もおっしゃっていただいたように、基本的なルールとして例えば民法などの規定があるとしまして、今後、消費者契約法で新しい解除権というのを設けるとした場合に、何らかの特則などをどこまで設ける必要があるかといったところを含めて記載している趣旨でございました。

これは第5回のワーキンググループでの事務局資料でも検討事項とさせていただいたところでもございまして、具体的なところは今おっしゃっていただいたようなところも含

めて今後検討していくということがあり得るかと思存じます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

まず、事務局の皆様には、これまでいろいろな意見が出てきたところを適切に、かつ分かりやすくまとめていただき、感謝しております。

これまで出てきた意見を踏まえて、今後の検討会での議論についても少し考量しながら幾つか意見を申し上げたいと思います。

1つ目が、2ページの1行目から2行目の民事法上の効力及び行政処分を設けないというところの特に後者の行政処分を設けないというところについての意見です。専門調査会の議論の中でもベストミックスという発想が示されていまして、行政処分もいろいろなグラデーションのものがございますので、もしかしたら最終的な論点整理の中では、行政処分を設ける可能性自体については閉ざすことなくオープンのままにしておいてもよいのではないかというのが1点目です。

2点目は、既にほかの委員からも御指摘のあった点ですが、同じ2ページ目の9行目のところですが、先ほど指摘があったように、「市場からの排除といった弊害を避けつつ」というのは、私も脆弱性のある消費者のことであろうと思いつつも、もう少し明確に記したほうがよいのではないかと思ったという点です。また、果たしてこれが前面に出てくる主な理由の一つとして示されてよいのかということについては、やや自信がないところというのでしょうか、ほかにより自律的な意思決定というところとの関連性を持たせたほうがよいのではないかと考えているところです。もちろん市場からそのような消費者が排除されないということも重要ではありますが、もう少しほかの理由との関連性を考慮しつつ記載したほうがよいのではないかと考えているところです。

次が、2ページの24行目、解除権の根拠のところの②のところですが、「深刻な結果となる内容の契約を締結した場合」と書いてありまして、30行目の※2を見ますと、「消費者の生活の基盤となる財産を失う内容の契約を締結する場合を想定」と書いてありますが、このような契約はどちらかというと、ワーキンググループでも同様の意見が出たところではありますが、そもそも禁止されるべきではないかと思われまます。あるいは、個人的には既存の民法などの規定でも公序良俗違反となりつつあるものも含まれていると感じているところで、もう少し要件を緩和するような形でもよいのではないかと考えているところです。

また、2ページの26行目の③のところですが、32行目の※3を見ますと、「事業者が契約締結に先立ち所定の第三者に連絡した場合に解除権が発生しないこととする」と書かれています。これもワーキンググループで意見が出ていたと記憶していますが、連絡しただけで足りるのかということには、事業者側によるそのような制度の悪用の可能性も含め

て、連絡ではなくて、もう少し踏み込んだ行為を要するような形も考えられるのではないかと考えているところです。

同じ2ページ目の35行目のところですが、「消費者が一定の契約（所定の契約類型のうち自身の生活の基盤となる財産を失う可能性のあると考えられるもの）」というところが、先ほど申し上げた②の要件との関係で、ここも重過ぎるのではないかと、このような契約はそもそも禁止されるべきではないかと考えられるところで、少し検討が必要ではないか、消費者にとって厳し過ぎるのではないかという視点からの検討が必要ではないかと考えております。

あとは、次の3ページの※印のところ、16行目から17行目にかけて適合性原則に触れていただいています。その中で特商法の施行規則の18条2号と3号を挙げていただいています。これらの条文を見ますと、2号は適合性というよりは事業者が乗ずる行為を禁止している規定となっていて、その中では深刻な結果がもたらされることというのは要件にはなっていないところですが、これも先ほど申し上げた内容と関連性がございまして、少し検討が必要なのかもしれないと思っております。ちなみに、3号のほうは、御指摘のとおり適合性の原則に関する規定となっています。

以上です。ありがとうございます。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

北島委員、お願いします。

○北島委員 カライスコス委員が指摘された点で1点確認したいのですが、2ページ目の1行目の「行政処分」は、私は文字どおり行政処分と理解していて、逆に言うと、ほかの行政措置については設ける可能性があると考えていましたが、そうした理解でよろしいのでしょうか。

もしそうであれば、例えば3ページ目の13行目だと「行政措置」という言葉が使われていて、使い分けがされているようですが、若干分かりにくいようにも思いますので、その点をもう少し明確にしておいたほうが良いように思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○伊吹専門官 ありがとうございます。

2ページの1行目に関しましては、北島委員の御理解のとおり、行政処分ということで記載をさせていただいているところでございます。

○山下座長 そのほかはいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、第1についてはおおよそ議論が出たということになるかと思いますが、幾つか御意見等をいただいております。

まず、文言についてより適切なものへの修正というのは承って、事務局のほうで調整し

ていただこうと思いますが、加毛委員からは解除権について根拠等が十分でないという御指摘で、こちらは中身に関わることだと思えます。検討会のほうで改めて議論をすることになるかと思いますが、座長として私あまり個人的な意見を言うてはいけないのかもしれませんが、2ポツは、契約の拘束力から消費者を解放する仕組みとして何かを設けるということに主眼があるので、解除であることに必ずしも現段階ではこだわるものではないのかなと思っております。

ただ、加毛委員から有益な御示唆をいただいたように、根拠次第によって取消しなのか、解除に近いのかということは変わってくるのではないかと思います。配慮義務というものの自体を設けていこうということとセットでこの提案がされておりますので、今後、もう少し議論が詰まってきたときに、このような解放の仕組みについてより納得できるような形で法的構成を検討していくことになるのではないかと思います。

第三者への対抗可能性の点など、細かい部分についても、取消しか解除か、どちらに近いのかということと関連してくる可能性があると思えましたので、今後、配慮義務についての法的な性質をどのようなものとして考えていくかということを検討会で詰める中で、引き続き御議論いただきたいと思っております。

カライスコス委員からは行政的な措置には様々あるのではないかと思います趣旨で御発言をいただき、北島委員から概念整理をしていただきました。また、市場から排除に関する記述についてはもう少し書き方があるのではないかと思います趣旨の御意見もいただきましたのでこちらも事務局のほうで少し御検討いただくことになるかと思えます。

あとは、2ページ目の24行目、深刻な結果となる内容の契約を締結した場合、特に生活の基盤となる財産を失う内容の契約については、そもそも禁止するべきではないかという御意見もいただきました。ここについては今後も引き続き検討されるべきだと思うのですが、事業者側で消費者が生活の基盤となる財産を失うことになるかどうか分からないまま契約を結んでしまうようなケースも想定できますので、一律に契約締結を禁止するというよりは、むしろ状況に応じて、消費者を事後的に解放できる仕組みを設けたいというのが、事務局案の趣旨ではないかと思います。もちろん事業者側で、消費者が過酷な状況におちいることを事前に分かっているながら、契約を締結させるケースも考えられますし、そういうケースは禁止を視野に議論をしていただいてもよいのですが、恐らくこの箇所での事務局の意図は、事後的な解放という点に焦点を当てているのだと思えますので、そのような趣旨で御理解いただいた上で、ここはできればこのままにしたいと思えます。

見守りの仕組みについては、連絡すれば足りるのかということについては、恐らくそうではなくて、誰に連絡するかとか、いろいろ詰めるべき点があり得ると思えますので、今後の議論によるのかなと思っております。

そのようなところでしょうか。漏れがあるかもしれませんが、一通りコメントさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

それでは、次に資料の3～5ページに記載があります「第2. 消費者契約の各過程に関

する必要な規律」について、事務局から説明をお願いいたします。

○伊吹専門官 3ページの28行目から、「第2. 消費者契約の各過程に関する必要な規律」でございます。こちらも、1ポツと2ポツに大きく分かれております。

まず1ポツにつきましては、「継続的な契約の普及・拡大に対応するための規律の導入」でございます。サブスクリプションサービスをはじめとする継続的な消費者契約の普及により、契約締結過程や契約条項以外の場面におけるトラブルが生じていることを踏まえて、継続的な消費者契約に関して必要な一般的規律を整備することとしてはどうかとしております。

「具体的には以下の案が考えられる」ということで、4ページに参りまして、まず一番上の○で「以下の各規定を設ける」と整理しております。

まず、①が「継続的な契約関係からの離脱一般に関する規定」ということです。i)が、事業者が、契約からの合理的な離脱方法を消費者に提供しよう努めるものとする規定又は消費者が合理的に離脱できる状態を確保しよう配慮することとする規定としております。ii)が、解約の方法・条件に関する事業者の情報提供の努力義務規定を継続的な契約の特性に応じて整備。iii)が、解約妨害の禁止というものでございます。

②は「契約期間の更新時に関する規定」でございます。こちらは、契約期間が更新される場合に、消費者が契約から離脱する機会を確保するための、事業者の消費者に対する事前通知の努力義務規定としております。

③が「契約の変更時に関する規定」でございます。こちらは、契約の重要事項の変更であり、かつ当該契約の当事者であるおよそ全ての消費者の利益に適合する場合以外の場合に、消費者が契約から離脱する機会を確保するため、事業者の消費者に対する事前の通知を義務づける規定としております。

④につきましては、「継続的な契約の当事者である消費者の死亡時の対応手順に関する規定」です。事業者が、契約当事者である消費者が死亡した場合や一定期間利用がない場合等の対応手順についてあらかじめ定めておき、消費者に事前に説明する努力義務規定としております。

その下の○につきまして、上記のうち解約妨害の禁止、契約の変更時の通知義務については、差止請求制度を発展・活用し、適格消費者団体が禁止行為の差止めや義務行為の実施を請求することを可能とするとしております。

続きまして、5ページの一番上から、「2. 消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律」についてでございます。

こちらは、「消費者契約」とは消費者と事業者との間で締結される契約であるところ、消費者が金銭を支払う場合に限られず、自己の情報、時間、アテンションを事業者に提供する場合も契約に該当する場合においては「消費者契約」に含まれると整理（確認）することとしてはどうか。

その上で消費者契約法が対応し得る問題として消費者が望まない契約を締結するという

自律的な意思決定の阻害が考えられるところ、先ほどの上記第1の1の配慮に係る規定により契約締結についての消費者の適切な判断の確保を図ることが可能となるため、消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に特化した規定を設ける必要はないと考えられるのではないかとしております。

さらに20行目のところで、上記以外の問題については、社会的な議論の成熟度に応じ、消費者法制度や消費者契約法による対応が必要かつ適切な場面は何かといった観点から、消費者教育の取組など法制度以外の施策や隣接法分野との関係等を踏まえながら、必要に応じて検討することとしてはどうかとしております。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

第2につきましては、本日御欠席の大屋委員より書面にて御意見を頂戴しておりますので、事務局から代読させていただきます。

お願いいたします。

○島袋企画官 大屋委員から御提出されました意見について読み上げさせていただきます。

本日は、所用のためワーキンググループを欠席しますので、論点整理（案）に対する意見を以下の通り提出いたします。

全体としてこれまでの議論を適切にまとめていただいております、基本的に異論はない。事務局のご尽力に敬意を表する。

第2.の1.の②において、サブスクリプションサービスにおける契約期間更新時に事前通知を行うことを努力義務として規定することが提案されている。この点については、私が座長を務めているデジタル取引・特定商取引法等検討会において以下のような意見も呈されているところであり、それと平仄を合わせる形で検討する必要があると考える。

デジタル取引、特にサービスの利用権を得るタイプのサブスクリプションについては、そのような契約関係にあること自体を失念し、漫然と更新される状況に陥る危険性が否定できず、実際にもそのような状況がしばしば生じていると指摘されている。このため、脆弱性を抱えた消費者が適切な自己決定を行える機会を確保するために、更新に先立った通知を義務付けるべきである。

また、事業者が当該通知義務を怠った場合において、更新後に消費者が意に反する更新であると考えた場合の処理としては、本来適切に通知が行われていればその時点で解約が行われていたであろうことを踏まえ、当該時点に遡及して解除の効果を生じさせる趣旨の規定を置くことを考慮するべきである。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答・意見交換に移ります。御発言いただく場合は、挙手にてお知らせください。なお、資料の特定のページについてお話しになる場合は、意見の冒頭にそのペ

ージをおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、北島委員、お願いいたします。

○北島委員 ありがとうございます。

細かな文言の問題で大変申し訳ないのですが、5ページ目の22行目に「何かといった観点から、消費者教育の取組など法制度以外の施策や隣接法分野との関係等を踏まえながら」と書かれていて、前半については「消費者教育の取組など法制度以外の施策」と具体的に書かれているのですが、後半の「隣接法分野」というのが具体的に何かということが書かれていないので、ワーキンググループでの検討内容を踏まえて、具体的にどのような隣接法分野を念頭に置いているのかということも書いたほうが分かりやすいように思いました。

細かなところですけども、以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛委員、お願いします。

○加毛委員 第1に、4ページ2行目から始まる「①継続的な契約関係からの離脱一般に関する規定」についてです。規定の具体例として、i)、ii)、iii)の3つが挙げられますが、i)とiii)の関係をどのように理解すべきなのかについて確認したいと思います。iii)の「解約妨害の禁止」は、「消費者が合理的に離脱できる状態」を妨げているので、i)の深刻な場合であると位置づけられるように思うのですが、そのような理解でよいでしょうか。また、i)とiii)を区別する理由は、4ページ35行目以下において、iii)の解約妨害の禁止に関しては、i)には認められない法的効果を想定していることに求められると理解してよいのかについて確認できればと思います。

その上で、i)については、このような配慮義務に関する規定を設けることの意味が問題になるように思います。第1の1では、2ページ3行目において、「行政が指針を策定することができることとし、指針の策定・見直し・運用に関し必要な事項を協議する場として官民協議会を設置することとする」とされています。これに対して、第2の1にはそのような記述がないのですが、同じように考えてよいのではないかと思います。仮にそれでよいのだとすれば、第2の1についても、同様の記述があった方がよいのではないかと思います。

第2に、4ページ22行目の「③契約の変更時に関する規定」についてです。このような規定を提案する上では、契約の変更がどのように行われるのかを確認する必要があるように思います。契約の変更に関する民法の原則が妥当するのだとすると、当事者が合意しなければ契約内容を変更できないことが出発点となります。そして、それにとどまるのであれば、たとえ事業者からの一方的な通知があったとしても、消費者が受け入れなければ契約は変更されないという帰結が導かれるように思います。

これに対して、提案されている規定が意味を持つのは、定型約款の変更に関する民法548条の4の第1項が適用される場面なのかもしれません。定型約款を準備する事業者が定型

約款の変更を周知することにより、合意が擬制され、契約変更の効力が生じる場合を念頭に置いて、このような規定が提案されているのかをまず確認したいと思います。

その上で、事業者が通知すべき内容として、「契約が変更される前に当該契約を解約することができる期間・方法・条件」が挙げられていますが、これは、通知に応じて消費者に解約の機会が保障されるという規律を想定したものであるように思われます。仮に、そのような規律を設けるのだとすれば、条件を充たさない通知がなされた場合には、当該通知は法的効力を有しないことになると考えられます。そのことと民法548条の4の第1項を結びつけるとすれば、適切な通知がなされなければ定型約款の変更の効力が生じないといった規律を設ける可能性もあるように思われます。③の規定に関しては、そこまでのことは想定されていないのか、それともそのような法的効果と結びつけることもあり得るのか、③の規定に違反した場合の効果について、もう少し御説明をいただければと思います。

第3に、5ページ1行目からの「消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に関する規律」についてです。理解が難しいと感じたのが、3行目から始まる第1段落と8行目から始まる第2段落の関係です。

第2段落では「消費者が事業者に対して自己の情報、時間、アテンションを提供する取引に特化した規定を設ける必要はない」と結ばれています。その理由は、「消費者が望まない契約を締結するという自律的な意思決定の阻害」の問題として、アテンション・エコノミーを捉えることができるという点に求められるのだらうと思います。

ただ、そこで前提とされている「消費者が望まない契約を締結する」というときの「契約」については、対価の支払いがある契約が念頭に置かれているように思います。そのような契約の締結過程において、消費者に誤った判断をさせるような状況が事業者によって作出されており、それが情報、時間、アテンションの搾取につながっていると理解されているのではないのでしょうか。

仮にそのような理解が正しいとすると、第1段落において、「消費者が金銭を支払う場合に限られず、自己の情報、時間、アテンションを事業者に提供する場合も契約に該当する場合においては『消費者契約』に含まれていると整理（確認）する」と書かれているのですが、そのような「整理（確認）」をするまでもなく、問題を把握できるのではないかと思います。むしろ、情報、時間、アテンションを事業者に提供する場合が「消費者契約」に該当することを確認することの意味は、消費者が対価を提供しないような場合であったとしても、それを「消費者契約」として捉えることができるという点に眼目があるのではないかと思います。ここでの記述が、対価の支払いは伴わない情報、時間、アテンションの提供を「消費者契約」として把握し、それに特化した規定を設ける必要はないということを意図しているのかについて、事務局のお考えを伺えればと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

事務局への質問が何点かございました。事務局からお願いします。

○伊吹専門官 ありがとうございます。

まず初めに、1ポツの関係で御質問をいただいております、4ページの3行目のi)と11行目のiii)との関係で2つほど御質問いただいていたかと思っております。1つ目、i)とiii)の関係につきましては、基本的に先生の御理解される所なのかなと思っております。12行目の※に書いておりますとおり、iii)の解約妨害の禁止につきましては、「健全な商慣習に照らし不当に消費者の解約を妨げる行為・環境設計を想定」としておりますので、先生がおっしゃったように、i)とiii)で消費者側として解約が難しい場面があるという中で、iii)のところはその中の不当な場合という捉え方が一つできるのではないかと理解しております。

また、指針や官民協議会との関係につきましては、このペーパーではこれまでのワーキングの御議論を踏まえまして、第1の1ポツの「配慮を促進する仕組み」という中で、先ほど御指摘いただいたとおり記載させていただいております、それ以外のところで、例えば第2の1ポツの中で、どういうふうに活用していけるかというところに関しましては、例えば4ページの4行目以下のところでは、①のi)で「配慮することとする規定」というのも選択肢として含めておりますので、そういったところで配慮に関する規定につながるということで、どこまで活用し得るのか、あるいはそれ以外のものに関しましてどこまで活用し得るのかというところは、今後御議論いただくところかなと思っております。

続きまして、4ページの22行目の「③契約の変更時に関する規定」に関しましては、これもワーキングでこれまで御議論いただいたところでは、必ずしも民法上の契約関係だけに限らず、実態としてどういう場面でトラブルなどが生じ得るかというところを捉えて、実態的にどういうことをしていってもらえればそういったトラブルが防止できるかといった観点で御議論いただいていたかと思っております。その中で、差し当たり現時点で先生方の御理解としてはこの通知というのが重要だということ、ある程度共通の御理解があったかと思っております、このような記載にしておるところでございます。その上で、さらにより具体の制度設計としてどういうことがあり得るかということも、今後議論の余地のあるところかなと思っております。

続きまして、5ページの2ポツのところに関しましては、ここもこれまでいろいろな観点から御議論をいただいていたかと思っております。その中でも、例えば、もともと「消費者契約」という消費者契約法上の定義自体が必ずしも有償性を前提にしているものではないのかという観点から、自己の情報、時間、アテンションを提供する場合も該当するのではないかという御意見などもございましたので、そういったものを含めている趣旨でございます。その上で、対価性といったときに、こういう取引における対価として何を捉えるのかというのはいろいろな捉え方があるかもしれないということもございまして、この記載としては簡潔な記載としていたところでございます。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

加毛委員。

○加毛委員 ありがとうございます。

まず第1の点については、仮にそのような御理解だとすると、規定をi)、ii)、iii)の順番に並べることに違和感を覚えます。i)・iii)とii)とが、異なる内容の規定であるのだとすれば、そのことを明らかにするよう整理をすべきではないかと思われま

す。3点目として申し上げたアテンション・エコノミーについては、おっしゃるように消費者契約は金銭を対価として支払うことが必須の要素とされておらず、対価の支払いがないものであっても定義上は「消費者契約」に該当し得るのだと思います。そのことを申し上げた上で、アテンション・エコノミーとして議論されている内容が、第2段落で書かれている「契約締結についての消費者の適切な判断の確保を図る」ということに解消されるものであるのかについては、疑問を感じるところです。それゆえ、第2段落のように「特化した規定を設ける必要はない」と言い切ってしまうとよいのか懸念を覚えます。もっとも、この点は私だけの懸念かもしれませんので、検討会における委員の先生方の議論を踏まえてさらに考えてみようと思います。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

4ページ目の14行目のところです。大屋委員からの御見解にも関連するところですし、今後検討会で議論されるべきところであろうかと存じますが、17行目のところで「事前通知の努力義務規定」とされていまして、内容を見ますと、「通知事項としては、例えば、更新の方法・条件、解約料・追加の負担・不利益なく解約を申し出ることができる期間があればその期間、上記の期間外で解約を申し出ることによる解約料・追加の負担・不利益の内容、更新後の契約期間が考えられる」ということで例示されています。しかし、この内容を見てみますと、どのような契約類型であってもそれなりに容易に通知できる内容ではないかと思われるところです。かつ、これまでの被害状況を見てみますと、特に契約期間の更新についてのトラブルが多く、私自身も更新されることを忘れていたという経験をしているところがございます。これが努力義務規定ということではなくて、義務とすることにも合理性があるのではないのかと思われるところです。意見として申し上げたいと思います。今後、検討会でもこのことについては議論されるのではないかと存じます。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

どうもありがとうございます。

2につきましても幾つか御意見をいただいておりますが、今後の検討会の中で議論をす

るという趣旨として承りました。取りあえずここではこのような形で考えていくということではないかと思えます。

それでは、次に移らせていただきます。資料の5～7ページに記載があります「第3. 『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」について、事務局から説明をお願いいたします。

○伊吹専門官 5ページの24行目から、「第3. 『解約料』の実態を踏まえた実効的な仕組み」でございます。

25行目に記載しておりますとおり、ビジネスにおける「解約料」の実態や消費者側の立証困難の課題を踏まえて検討した。以下の1、2の双方又はいずれかにより対応することとしてはどうかと整理しております。

まず、28行目から「1. 『解約料』条項に係る規定の見直し」というところでございます。

解約料条項に係る規定が果たすべき役割は、それによって消費者が安心・安全に契約をすることができるようにし、解約料をめぐるトラブルが生じることを可及的に防ぐことにある。

この点、現行法においては、「解約料」の有効性・合理性について、その判断する基準として「平均的な損害の額」を超えるか否かというメルクマールが規定されている。

他方、実際の「解約料」を見ると、原状回復賠償の範囲にとどまる「解約料」は基本的に有効性・合理性に疑義がないと考えられるが、ビジネスにおける「解約料」の実態を踏まえ、それ以外にも有効性・合理性が認められ得る「解約料」が存在すると考えられる。しかしながら、それらの「解約料」の有効性・合理性については、「平均的な損害の額」との関係で理解・説明することが容易でない場合があると考えられる。

この点を前提として、ビジネスの実態を踏まえ、消費者側の立証困難に対処するという課題にどのようにアプローチするかについて、下記A案・B案を検討したということで記載してございます。

まず、6ページの7行目からがA案でございます。消費者側の立証困難の課題に対応するため、消費者契約法第9条第1項第1号の規律について事業者が立証責任を負うものとする。

もともと、目的・手段において合理性が認められ得るものの「平均的な損害の額」との関係で理解・説明することが必ずしも容易でない類型の典型である価格差別目的の「解約料」については、従来の「平均的な損害の額」を基準とした規律によらない形で合理性を説明可能とするための新たな基準を設けるものとするとしております。

15行目から、「具体的には、以下の案が考えられる」ということで、1つ目のポツが、消費者契約法第9条第1項第1号の規律について、事業者が立証責任を負うものとする。2つ目のポツで、同種の商品又は役務について複数の合理的な選択肢がある場合には、当該選択肢のうち最も「解約料」が安いものについて当該「解約料」が「平均的な損害」の

額を超えない場合には、その他の選択肢における「解約料」については「平均的な損害」の額を基準とする規律を適用しないこととする。要件該当性については、事業者が立証するものとするとしております。

その上で、30行目から「ただし」ということで、A案については、合理的な価格差別目的の「解約料」を適切に切り出して潜脱を防止することができるか、消費者による選択を確保できるかについて検討が必要と考えられると整理してございます。

続きまして、B案でございます。消費者契約法第9条第1項第1号の規律の下で、消費者側の立証困難の課題に対応するために、基本的に有効性・合理性に疑義がないと考えられる原状回復賠償に相当する部分等については消費者が立証責任を負うものとし、ビジネスにおける「解約料」の実態を踏まえ、それ以外にも有効性・合理性が認められ得る「解約料」が存在すると考えられることに対応するために、原状回復賠償に相当する部分等以外のものについては事業者が立証責任を負うものとするとしております。

その上で、7ページ3行目から、「ただし」ということで、B案については、消費者が立証責任を負う原状回復賠償に相当する部分等について適切に画することができるか、契約条項の一部無効を想定した規定に事業者にとっての立証負担の軽重の要素が盛り込まれる結果、現状以上に適切な「解約料」条項を設定するインセンティブが失われないかについて検討が必要と考えられると整理しております。

続きまして、8行目の○で、上記A案・B案の規定を設けるに当たって、法律による委任を受けた政令・内閣府令を必要に応じて活用する。

次の○で、事業者・事業者団体が定める自主規制等については、紛争の予防・解決等に役立つものと考えられるが、これを消費者の権利義務に直結させることについては慎重な検討を要することを踏まえ、当面は「解約料」条項の有効性という民事的な効力と結びつける形とはしない。

続きまして、17行目の○で、「平均的な損害の額」概念の内容を整理する必要性・実現可能性について検討が必要と考えられると整理しております。

次の2ポツにつきましては、「『解約料』条項の説明に関する既存の制度の拡充」でございまして。

「解約料」についての理解を促進しトラブルを抑止する観点から、「解約料」条項の説明に関する既存の制度を拡充すると整理しております。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答・意見交換に移ります。御発言いただく場合は、挙手にてお知らせください。なお、資料の特定のページについてお話しになる場合には、意見の冒頭にそのページをおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、北島委員、お願いいたします。

○北島委員 7ページの8行目に「上記A案・B案の規定を設けるに当たって、法律によ

る委任を受けた政令・内閣府令を必要に応じて活用する」とあって、その次の自主規制等の活用と併せて、これは恐らく従来広い意味でのソフトローの活用と言われていた内容をこのようにまとめられたものだろうと思います。

「政令・内閣府令を必要に応じて活用する」というのは、行政法の領域だと割と当たり前のことですが、この領域においては活用されていなかったことを踏まえてこのように書かれているのだろうと思います。このままでは、なぜこういうことが書かれているのか若干分かりにくい気がするので、従来この領域では政令とか内閣府令は使われてこなかったけれども、これから自主規制等とともに活用していくのだという趣旨のことを書き加えていただいたほうがより分かりやすいと思いました。これが1点目です。

もう一点は、自主規制のところですが、「民事的な効力と結び付ける形とはしない」とあります。先ほどコメントしました2ページ1行目では「民事法上の効果に関する規定及び行政処分に関する規定を設けない」とあり、そこでは「規定を設けない」と書かれているところです。13行目のところでいう「民事的な効力と結び付ける形とはしない」ということが単に規定を設けないという趣旨なのか、それとも民事的効力を排除するというより積極的な意味なのか、恐らく前者だと思うのですが、明確にしたほうがよいと思いました。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

カライスコス委員、お願いいたします。

○カライスコス委員 ありがとうございます。

先ほどと同じく、こちらも今後検討会で議論されるべきところもあるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

1つは、5ページ目の26行目ですが、「以下の1・2の双方又はいずれかにより対応することとしてはどうか」ということで、この書きぶりでも問題ないと思いますが、以前に該当する会における座長による取りまとめとか議論の内容を思い出しますと、どちらかというと、双方というよりはB案の枠組みの中でA案も存在し得るのではないのか、より厳密に言うところではないかと思っております。もしかしたら表現はこのままでもよいのかもしれませんが、あるいはより正確に改めてよいのではないかとこのところでは。これが1点目です。

2点目が、5ページ目の35行目以下のところですが、具体的には6ページ目の1行目ですが、読み上げますと、「しかしながら、それらの『解約料』の有効性・合理性については、『平均的な損害の額』との関係で理解・説明することが容易でない場合があると考えられる」ということで、私の理解では「理解・説明することが容易でない」というのは主語が消費者であろうかと思われまます。理解することが難しかったり、主張立証することも含めて容易ではない場合があるということではないかと理解しておりますが、そのことを少し明確に示したほうがよいのではないかと考えております。

なぜかといいますと、「理解・説明することが容易でない場合がある」というのが事業者側も含んでいるとしますと、本来であれば、事業者側は消費者契約法の9条がある以上はその法令を遵守しなければならないことになるわけですが、遵守できていないことが立法事実として取り扱われるような印象を与えるかもしれないということを考えております。仮にこれが私の理解のとおり消費者側が理解・説明することが容易ではないということであれば、そのように表現を明確にしてもよいのではないかと思いました。

最後が同じページの10行目以下のところですが、11行目に「理解・説明することが必ずしも容易でない類型の典型である価格差別目的の『解約料』」と書かれています。細かい点ではありますが、これまでのワーキンググループの議論の中で、果たして「典型である」と断言してもよいのかというところが少し気になったところです。

ただ、同じページの30行目の①に「合理的な価格差別目的の『解約料』を適切に切り出して潜脱を防止することができるか」と書いてありますので、これで十分なのかもしれないと思いつつも、ここについては検討してもよいのではないかと考えているところです。

以上です。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。特にはございませんかね。

お願いします。

○黒木審議官 カライスコス委員の1点目の御指摘について確認ですけれども、5ページの「以下の1・2の双方又はいずれかにより対応」というのは、1がA案・B案両方含まれている「解約料」の条項に係る規定の見直しで、2が既存の制度の拡充ということですので、これまでの御議論の中で、1ポツの中のA案とB案の関係性については、必ずしも排他的ではなく、同じようなところを目指しているのではないかといった御指摘もあったということは御指摘のとおりかと思いますが、ここでの趣旨は、A案かB案か、両方かという趣旨で書いているのではないという点について御確認をさせていただければと思った次第でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

ほかには特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、3点目もそのような形にしたいと思います。

次に、資料の7～9ページに記載があります「第4. 横断的な検討事項」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○伊吹専門官 資料の7ページの31行目から「第4. 横断的な検討事項」でございます。

まず、「1. 行為規範・契約内容規範に正当化のための要素を組み合わせる仕組み」でございます。

こちらは、有効・無効について評価の余地を伴う契約条項を対象として、一定の要素を満たす場合に正当化される仕組みを中心に検討した。このような仕組みによることで規律

の隙間が生じることを防ぎつつ予見可能性を確保することが期待できる一方、法律の委任によらない規範を正当化要素として消費者の権利義務に直結させることについては、慎重な検討を要するのではないかと。

なお、配慮に係る規定における法律上の規範を指針により具体化する仕組みが、行為規範や契約内容について予見可能性を確保しつつ柔軟な対応を可能とする局面で活用されることが期待できるのではないかとしております。

続きまして、8ページの10行目から「2. 法目的の在り方」でございます。こちらは、前提となる基本的な考え方を改めてお示ししているのが11行目からでございます。

従来の消費者契約法は、消費者と事業者との間の構造的な情報・交渉力の格差を捉え、消費者が正しい情報を基に干渉を受けず自由に意思決定できるようにするアプローチを基盤としてきた。

これに対し、超高齢化やデジタル化の進展等により消費者を取り巻く取引環境が大きく変化している現代社会では、消費者の力を弱めたり危害にさらされやすくする状態が急速に拡大し、誰もが単独で十全な意思決定をすることが一層困難になっている。

そこで、今後は、情報・交渉力の格差の是正に加え、消費者ならば誰もが多様な脆弱性を有するという認識を基礎に、様々な関係主体が期待される役割を果たし連携することで、消費者が安心・安全に取引できる環境を整備することを目指していくことが重要となるとしております。

22行目から、「以上を踏まえ」ということで、①「消費者の脆弱性」への対応という要素、②様々な関係主体がそれぞれの役割を果たし連携することで、消費者が安心して安全に取引に関わることができる環境を実現するという要素を加える観点から目的規定を見直すこととしてはどうかとしております。

9ページに参りまして、3行目から「3. 『消費者』概念・定義の在り方」についてでございます。こちらは、「消費者」、「消費者契約」の定義規定の変更は要しないと考えられるのではないかと整理しております。

以上でございます。

○山下座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答・意見交換に移ります。御発言いただく場合には、挙手にてお知らせください。なお、資料の特定のページについてお話しになる場合には、意見の冒頭にそのページをおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、後藤委員、お願いします。

○後藤委員 ありがとうございます。

8ページの「2. 法目的の在り方」の中で、「消費者の脆弱性」という概念が出てきて、何を指しているかは何となく分かるところであるのですけれども、裸で読むとなかなか捉えどころがない概念であるように思われます。特に、従来から問題とされてきました情報格差、交渉力の格差がある場合も、結果として脆弱になっているということであるとする

と、情報・交渉力の格差と脆弱性はどういう関係に立つのか。もしこれを規定に落とそうとすると、その辺が悩ましくなってくるのではないかなという気がしております。

恐らく、情報格差とか交渉力の格差を解消したとしても、なお残る脆弱性に注目するのだということで、それはそれでいいのですけれども、8ページ28行目からの、定義というか、こういう要素で脆弱性を捉えるというところで、情報格差とか交渉力の格差以外ということが表し切れているかというところ、ここで書かれている2つはまさに情報格差とか交渉力格差がある場合に当てはまりそうな気がするので、その辺は最終的には整理をしなければいけないのであらうと思っております。

また、この文書がこれから単独で見られることもあるとしますと、ここで脆弱性としてどういったものを想定してきたのか。高齢であって認知能力が落ちぎみであるという場合もあれば、状況として焦らされてしまっているというものもあったかと思えますし、インターネット取引でカウントダウンが始まって焦るといった場合、いろいろなものがあるって、多分書き切れないのだらうと思うのですけれども、まさに多様であるということを示すのであれば、多少の例示があってもよいのではないかという気がしているところではあります。どこまで書くかはお任せいたしますけれども、その点も御検討いただければと思いました。よろしくお願ひします。

○山下座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

加毛委員、お願ひします。

○加毛委員 8ページ最終行から始まる文章において「関係から生じる信頼が保護されるべきこと」と書かれているのですが、これが何を想定したものであるのかが気になりました。この文言からは様々なことが想起され、民事法上の効果に結びつくことも考え得るところであるので、この記述が何を意味しているのかを説明していただければと思ひます。

○山下座長 事務局からお願ひいたします。

○伊吹専門官 9ページの1行目の「連携・協働することや関係から生じる信頼が保護されるべきこと」の信頼につきましては、必ずしも法的概念ということではなく、パラダイムシフト報告書などでも指摘されておりました、より一般的な意味での消費者を含めた関係主体間の信頼の保護というところを趣旨としたものでございました。

○山下座長 加毛委員。

○加毛委員 その信頼はなぜ保護されなければならないのか、どのように信頼を保護するのかということ抜きにして、「関係から生じる信頼が保護されるべき」と書いてしまったよいのかが気になります。関係主体間というときに、事業者と消費者は関係主体なのだと思いますが、プラットフォーム提供者も関係主体かもしれず、さらにはここで言及されている地域コミュニティーのようなものも含まれるのかもしれない。それらの関係主体間の信頼を保護するというのが何を意味するのかが、いまひとつよくわからないのですが。

○山下座長 事務局、お願ひします。

○伊吹専門官 説明が分かりにくく恐縮です。

基本的な発想としましては、8ページの37行目のところが「健全な市場の実現に向けて」ということでありまして、この「健全な市場」というのが8ページで申し上げますと20行目の「消費者が安心・安全に取引できる環境」ということでございますので、先ほど申し上げた、多様な脆弱性を消費者が有しながらも安心・安全に取引ができて、事業者からすると優良な活動がそれによって評価を受けるというような市場をつくっていく上で、それぞれ連携し、協働していくという役割から見た観点も重要ではありますし、そこから主に消費者契約ということ言えば、消費者と事業者で関係する主体間というのがポイントにはなるとは思いますけれども、そういった関係の中で安心・安全な取引ができるようにということに向けて生じる信頼を保護していくべきではないかという考え方かと理解しておりますけれども、より具体的なところは、もし先生方から御意見などがあれば、あるいは今後の議論ということもあるかもしれませんと思っているところでございます。

○山下座長 では、お願いします。

○黒木審議官 補足させていただくと、感想的なことになるかもしれませんが、ここは目的の規定ということですので、加毛委員が御指摘いただいたように、保護ということにどこまでの意味を含んでいるのかという点について、これだけだとイメージが湧かないというか、あるいはすごく強い効果を持ち得ることも想定されるのではないかといった疑念が生じるというのは御指摘のとおりかと思えます。

他方で、先ほど御説明したように、これはパラダイムシフト専門調査会の表現をそのまま持ってきているという点もございますので、場合によっては保護されるというよりは信頼が尊重されるべき、意味としてはそういうことを意図しているのかなという気もいたしますので、もし表現ぶり等についてさらに御示唆等があれば御意見をいただければと思います。

○山下座長 いかがでしょう。

○加毛委員 表現ぶりについての示唆はないのですが、パラダイムシフト報告書の記述内容には、それが書かれたコンテキストがあります。それに対して、先ほども少し話題になりましたが、今回の報告書は、パラダイムシフト報告書からは切り離されて、それ自体として読まれることに注意すべきように思います。

今回の報告書は消費者契約法の改正を目指すものであり、ここでは目的規定をどのように定めるのかという議論をしていますので、関係から生じる信頼の保護という文言が相応に強い意味を持つように思われます。強い意味を持たせるべきであるという考え方はあるかもしれませんが、そのような考え方を前提とせずに、この文言を用いることで、要らぬ懸念や批判を生じさせるのではないかということ、私は危惧しています。

○山下座長 ありがとうございます。

そうですね。私も先程から、例えば、利害関係主体の信頼関係の醸成とか、そのほうが皆さんのイメージに近いのではないかと考えて伺っていたところです。

ほかに、今の点でももちろん結構ですが、いかがでしょうか。

それでは、全体を通じてもし言い忘れたことや補足すべきことなどありましたら御発言をお願いします。特によろしいですかね。

どうもありがとうございます。

本日も幾つかの点については非常に重要な御示唆をいただきましたが、全体としましては検討会のほうで引き続き議論すべきであるという点についての御示唆であったかと思えますので、本日の御議論で論点整理（案）の大きな方向性については御意見がなかったということで、本日の御議論の範囲については私のほうで整理をさせていただきまして、形式的な修文等を含めて、途中で御相談などはあるかもしれませんが、基本的には座長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の意思表示あり）

○山下座長 それでは、異議がないものとしまして、私のほうでこれまでの議論を踏まえまして必要な修正をさせていただきます。その際、これまでの御発言の真意等の確認をさせていただき、事務局から御連絡を差し上げることもあるかと存じますが、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお戻しいたします。

○古川消費者制度課長 本日も、御議論をいただきましてどうもありがとうございました。これまでの間、ワーキンググループを8回開催ということで、多大なる御尽力を賜りましたことにつき、感謝を申し上げたいと思います。

このワーキンググループの御議論を踏まえて文面を整理させていただいた上で、検討会での議論を進めさせていただきたいと思っております。ワーキンググループに御参画いただいている委員の方々は検討会の委員でもありますので、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

検討会の具体的な日程につきましては、追って御連絡を差し上げたいと思います。

以上です。

○山下座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。